

新規開設予定の認可小規模保育事業所における利用定員及び認可について

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員（以下「利用定員」という。）を定める際には、子ども・子育て支援法の規定により子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされている。また、地域型保育事業の認可を行う際には、児童福祉法の規定により児童福祉審議会を設置している場合はその意見を、その他の場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととされている。

これらのことから、新規開設する認可小規模保育事業所にかかる利用定員及び認可について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

記

1 利用定員の意見聴取について

平成30年4月1日開設予定の地域型保育事業（小規模保育事業）の利用定員を定めるに当たり、子ども・子育て会議の意見聴取を行う。

施設名及び所在地	利用定員			設置者
	0歳児	1・2歳児	合計	
マザーズハート南台園 (南台2-28-4)	3人	16人	19人	株式会社 マザーズハート

2 認可の意見聴取について

次の地域型保育事業（小規模保育事業）については、平成29年9月15日開会の第8回中野区子ども・子育て会議（第2期）において、認可の意見聴取を行ったところである。当該会議終了後、設置者から、小規模保育事業A型の職員配置基準を満たす保育士の確保が困難となった旨の連絡があった。については、小規模保育事業の区分をA型からB型に変更したため、認可について、子ども・子育て会議の意見聴取を再度行う。

(1) 平成29年11月1日認可予定の地域型保育事業（小規模保育事業）

施設名	所在地	設置者	認可定員数	利用定員			給食	備考
				0歳児	1・2歳児	合計		
あーす保育園中野新橋	中野区弥生町 1-56-3	株式会社 アピカル	19人	5人	14人	19人	設備有	B型

(2) 事業者の審査結果について

開設のための施設規模・事業者適性等、認可基準と照らし合わせ、適合することを確認した。

○審査項目と審査結果（主なもの）

審査項目	認可基準	適・否
定員	・定員 19 人以下	適
職員配置	・保育士： 0 歳：乳児 3 人に常勤 1 人以上 1・2 歳：幼児 6 人に常勤 1 人以上 A 型：全員保育士、B 型：半数以上保育士 11 時間開所：非常勤 1 人以上 上記のほかに常勤 1 人 ・調理員：非常勤 1 人以上 ・嘱託医・嘱託歯科医：共に 1 人	適
耐震基準	・新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日）以降の建築	適
建物設備	・乳児室・ほふく室 0・1 歳：1 人当たり 3.3 m ² 以上 ・保育室・遊戯室 2 歳：1 人当たり 1.98 m ² 以上	適
	・屋外遊技場 2 歳以上：1 人当たり 3.3 m ² 以上 ※徒歩 5 分程度の場所に代替遊技場指定も可	適
給食の提供	・認可保育所に準じ提供	適
保険加入	・乳幼児の事故・けが等に対応した適切な保険への加入	適